

入札・契約制度の改正について

入札・契約における適正な履行の確保及び工事品質の確保等を図るため、次のとおり制度改正を行います。

○ 建設工事に係る最低制限基準価格の引上げ

建設事業者の経営安定化や工事品質の確保を図るため、平成28年4月1日以降に発注する建設工事に係る入札において、最低制限基準価格の算出方法の見直しを実施します。

入札に係る最低制限価格は、次の算式により決定しています（各入札共通）。

$$\text{決定最低制限価格} = \text{最低制限基準価格 (A)} \times \text{ランダム係数 (B)} \quad (\text{変更なし})$$

最低制限基準価格 (A) は、現在、国の基準に基づいて算出していますが、国の基準を上回る独自の算定式により算出することとし、次のとおり改正します。

工事の種類	【改正前】最低制限基準価格 (A) の算出方法	【改正後】最低制限基準価格 (A) の算出方法
土木関連工事	(直接工事費× <u>95%</u>) + (共通仮設費×90%) + (現場管理費×80%) + (一般管理費×55%)	(直接工事費× <u>100%</u>) + (共通仮設費×90%) + (現場管理費×80%) + (一般管理費×55%)
建築関連工事	(直接工事費× <u>95%</u>) + (共通仮設費×90%) + (現場管理費×80%) + (一般管理費×30%)	(直接工事費× <u>9/10×100%</u>) + (共通仮設費×90%) + {(現場管理費+直接工事費×1/10)×80%} + (一般管理費×55%)
建築物の解体工事	{(直接工事費×75%)× <u>95%</u> } + (共通仮設費×90%) + {(現場管理費+直接工事費×25%)×80%} + (一般管理費×55%)	{(直接工事費×75%)× <u>100%</u> } + (共通仮設費×90%) + {(現場管理費+直接工事費×25%)×80%} + (一般管理費×55%)
プラント設備工事	(機器費×85%) + (直接工事費× <u>95%</u>) + (共通仮設費×90%) + {(現場管理費+据付間接費+設計技術費)×80%} + (一般管理費×55%)	(機器費×85%) + (直接工事費× <u>100%</u>) + (共通仮設費×90%) + {(現場管理費+据付間接費+設計技術費)×80%} + (一般管理費×55%)
水道設備関連工事	{直接工事費-(機器費×40%)}× <u>95%</u> + {共通仮設費+(機器費×10%)}×90% + {現場管理費+(機器費×20%)}×80% + {一般管理費+(機器費×10%)}×55%	{直接工事費-(機器費×40%)}× <u>100%</u> + {共通仮設費+(機器費×10%)}×90% + {現場管理費+(機器費×20%)}×80% + {一般管理費+(機器費×10%)}×55%

※ 最低制限価格は、予定価格の100分の80以上とし、現在定めている上限の100分の90は撤廃します。

※ 建築関連工事については、直接工事費に現場管理費相当額が含まれているため、直接工事費10%を直接工事費から差し引き現場管理費に加算します【国土交通省通知に準拠】。

【参考】最低制限価格等に関する他都市の状況

(1) 県内市の状況

国が示す基準	採用市
平成25年基準	広島市, 福山市, 東広島市, 廿日市市, 尾道市, 大竹市, 府中市, 呉市
平成23年基準以前	三原市, 安芸高田市, 庄原市, 竹原市, 三次市, 江田島市

※国が示す算出基準

平成25年基準【平成25年5月～(現行基準)】

(直接工事費×95%) + (共通仮設費×90%) + (現場管理費×80%) + (一般管理費×55%)

平成23年基準【平成23年4月～平成25年4月】

(直接工事費×95%) + (共通仮設費×90%) + (現場管理費×80%) + (一般管理費×30%)

(2) 独自基準の採用状況

区分	平成25年基準以上の乗率設定	自治体名	最低制限価格に係る上限
中国地方	直接工事費× <u>100%</u> 共通仮設費×90% 現場管理費×80% 一般管理費× <u>70%</u>	島根県, 益田市, 山口県, 下関市, 宇部市, 周南市	上限なし
政令市・県庁所在市	直接工事費× <u>100%</u> 共通仮設費×90% 現場管理費×80% 一般管理費×55%	横浜市, 川崎市	予定価格の100分の95